高度管理医療機器等 貸与業 斯可更新申請書

事項	高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を更新しようとするとき		
根拠法令	法 律 第39条、第40条 施行令 第44条、第57条 施行規則 第178条 施行細則 第6条		
提出部数	1部(保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所)		
添付書類	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証の原本		
手数料	保健所設置市以外: 11,900円(長野県収入証紙) 長野市内: 11,000円(現金) 松本市内: 11,100円(現金)		
その他	の他 1. 許可証を紛失した場合、再交付申請手続きを併せて行う。		

惠度管理医療機器等 當点要 與元業 許可更新申請書

許可番号及び年月日						
営業所の名称						
営業所の所在地			〒 TEL			
営業所の構造設備の概要						
兼営事業の種類						
(法人にあつては) 薬事に関する業務に 責任を有する役員の氏名						
内変 容更	事〕	頁	変更前	変更後		
L青昏(去人こあつこは、楽事こ思責任を有する役員を含む。)の	(1)	法第 75 条第 1 項の規定 ら 3 年を経過していない	により許可を取り消され、取消 \者	じの日か		
	(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの 日から 3 年を経過していない者				
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなつた後、3年を経過していない者				
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に 関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、 その違反行為があつた日から2年を経過していない者				
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者				
	(6)	精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務 を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に 行うことができない者				
	(7)		理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができ 及び経験を有すると認められない者			
備考						

上記により、高度管理医療機等の 販売業 貸与業 の許可の更新を申請します。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名